

「今後の水資源政策のあり方について」答申案に対する意見への見解・対応

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
修正・追記		
1	水資源問題が原因で、民族紛争が発生しているとの意見。	いただいた御意見を踏まえ、1ページ5行目に以下の記述を追加しました。 ・水資源問題が発生し、 <u>これらが原因の一つとなる紛争も生じている</u>
2	水資源開発は環境へ影響を与えるとの意見。	いただいた御意見を踏まえ、1ページ28行目に以下の記述を追加しました。 ・ <u>環境への影響等をよく勘案して実施する必要がある。</u>
3	用水の転用量約40m ³ /sについて、規模感がわからないとの意見。	いただいた御意見を踏まえ、6ページ32行目に以下の記述を追加しました。 ・約40m ³ /s(<u>水資源開発水系では平成25年度(2013年度)までにダムなどの水資源開発施設によって約363m³/sの都市用水を開発</u>)
4	「何が起きてても対処」するのであれば、テロについても想定すべきではないかとの意見。	いただいた御意見を踏まえ、8ページ3行目及び21ページ6行目について、以下のとおり記述を修正しました。 ・ <u>大規模災害(地震、津波、洪水)や、事故、水質障害、テロ等)</u>
5	「笹子トンネル事故等を教訓」に「水インフラが社会における重要な基盤であることが改めて認識された」との表現は、論理が飛躍しているとの意見。	いただいた御意見を踏まえ、8ページ5行目及び9ページ28行目について、以下のとおり記述を修正しました。 ・平成23年(2011年)の東日本大震災、平成24年(2012年)の笹子トンネル事故等を教訓として ・ <u>平成24年(2012年)の笹子トンネル天井板落下事故等を受け、社会インフラの老朽化に対する国民の関心が高まっている。</u>
—	東日本大震災における上水道の施設被害について、平成26年3月末現在で、津波被災地及び原子力災害による避難指示区域の一部で未復旧であるとの意見。	いただいた御意見を踏まえ、8ページ15行目に以下の記述を追加しました。 ・断水戸数は約257万戸(<u>福島第一原子力発電所事故の影響により、一部地域では調査が困難なことから、対象から除外している。</u>)、断水日数が最大約5ヶ月(<u>津波により家屋等が流出した地域や福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域等を除く。</u>)という甚大な被害が発生
6	水源汚染には放射能を原因とするものがあるとの意見。	いただいた御意見を踏まえ、8ページ18行目に以下の記述を追加しました。 ・ <u>また、東京都水道局金町浄水場において、食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な指標値を超過する濃度の放射性ヨウ素が一時検出された。</u>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
—	平成26年9月に発生した御嶽山噴火に伴う火山性の噴火物による河川への影響等に見られるように、流域全体が影響を受けるような事態が生じているとの意見。	<p>いただいた御意見を踏まえ、8ページ28行目に以下の記述を追加しました。</p> <p>・また、平成26年(2014年)の御嶽山噴火に伴い、上流から火山由来の濁水が流入した木曽川水系の貯水池で、白濁の発生や水素イオン濃度の低下が確認されたことを受け、水質の監視、下流河川への影響緩和のための対策が行われている。</p>
7	水力発電自体は二酸化炭素を排出しないが、ダム湖から強力な温室効果ガスであるメタンが発生しているとの意見。	<p>メタンの発生については、生活排水由来のみではないと考えており、そのことを踏まえ、12ページ8行目に以下の記述を追加しました。</p> <p>・公共用水域に排出された生活排水の残留有機物等が自然界で分解され、CO₂以外の温室効果ガスであるCH₄(メタン)が排出されている。</p>
8	用水の転用量約63m ³ /sについて、規模感がわからないとの意見。	<p>いただいた御意見を踏まえ、13ページ8行目に以下の記述を追加しました。</p> <p>・約63m³/s(全国の河川では平成25年度(2013年度)までにダムなどの水資源開発施設によって約707m³/sの都市用水を開発)</p>
9	地盤沈下は沈静化していることを認識すべきとの意見。	<p>地盤沈下については、近年沈静化の方向であるものの、依然として発生しているものと考えており、そのことを踏まえ、13ページ17行目について、以下のとおり記述を修正しました。</p> <p>・近年沈静化の方向であるものの、<u>しかし、平成25年度(2013年度)においても4地域で年間2cm以上の地盤沈下が認められ、平成25年度(2013同年度)までに64地域で地盤沈下が認められるなど全国的には依然として地盤沈下が発生している地域がある。また、全国的な渇水となった平成6年(1994年)などの少雨の年に、地盤沈下が進行している地域もある。</u></p>
10	地下水を国土管理資源と表現することに、どのような実益があるのかという意見。	<p>いただいた御意見を踏まえ、13ページ33行目、25ページ11行目及び36ページ27行目について、以下のとおり記述を修正しました。</p> <p>・<u>国土管理資源の観点、</u></p>
11	温泉も水資源にあたるとの意見。	<p>いただいた御意見を踏まえ、14ページ1行目に以下の記述を追加しました。</p> <p>・このほか、温泉水は、観光や保養以外にも、施設園芸や住宅の暖房などの熱源として利用されている。</p>
12	「ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化」に向けた具体的な取組はどのようなものかとの意見。	<p>いただいた御意見を踏まえ、18ページ14行目について、以下のとおり記述を修正しました。</p> <p>・平成26年(2014年)3月末時点において、117ダムで、<u>ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のための、ダム湖周辺の豊かな水辺と緑を活かした公園整備、水を軸にした地域間交流、地場産業の振興、豊かな自然・文化の提供等、地域の特色とダムを活かした連携によるハード整備・ソフト対策を盛り込んだ行動計画「水源地域ビジョン」を、水源地域の自治体等とダム管理者との共同で、117ダムで策定済みであり、ビジョンに沿った取組を実施。</u></p>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
13	自然環境に影響を及ぼすダム建設を海外に輸出すべきではないとの意見。	我が国として、水資源開発を含む水資源分野においても積極的に国際貢献を行うことは重要であると考えており、そのことを踏まえ、20ページ4行目に以下の記述を追加しました。 ・ <u>そのため、我が国は、水利用の持続可能性の追求、人間の安全保障の視点の重視、能力開発の重視、分野横断的な取組による相乗効果の追求、現地の状況と適正技術への配慮を基本方針とし、国際機関、他の援助国等と連携しつつ、水と衛生分野における開発途上国の自助努力を支援することとしている。</u>
14	流域を総合的に俯瞰することが、戦略的な水インフラの維持管理・更新の着実な実施、流域における健全な水循環に寄与するとの意見。	いただいた御意見を踏まえ、21ページ24行目及び23ページ30行目に以下の記述を追加しました。 ・ <u>流域を総合的に俯瞰した戦略的な水インフラの維持管理・更新</u> ・様々な側面から、 <u>流域を俯瞰した総合的な対応</u> また、37ページ18行目について、以下のとおり記述を修正しました。 ・ <u>流域全体を視野に入れ俯瞰し</u>
15	森林の持つ水源かん養の役割は重要であるとの意見。	いただいた御意見を踏まえ、23ページ27行目に以下の記述を追加しました。 ・ <u>森林、河川、湖沼、農地、都市等によって構成される流域における水の貯留・涵養機能の維持及び向上</u>
16	健全な水循環のためには、生態系の観点が必要であるとの意見。	いただいた御意見を踏まえ、23ページ29行目及び37ページ18行目に以下の記述を追加しました。 ・ <u>水量と水質、生態系</u>
17	健全な水循環のためには、食物連鎖の観点が必要であるとの意見。	いただいた御意見を踏まえ、23ページ29行目及び37ページ18行目に以下の記述を追加しました。 ・ <u>水量と水質、生態系</u>
18	「既存ストックを活用した効率的な水供給などの取組」について、具体的な内容とはどのようなものかとの意見。	いただいた御意見を踏まえ、24ページ28行目に以下の記述を追加しました。 ・ <u>既存ストックを活用した効率的な水供給(複数のダムの統合的な運用による効果的な用水補給等)</u>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
その他(維持管理、老朽化、耐震化、災害)		
19	災害時の水資源対策として、近くの水源確保が重要であるとの意見。	いただいた御意見については、今後、参考となる場合があると考えています。
20	水インフラの耐震化が不十分であるとの意見。	水インフラの耐震化については、危機時の必要な水の確保のために重要であると考えており、9ページ10行目において「水インフラの耐震化率は、例えば、水道施設の基幹管路が平成23年(2011年)時点において33%、工業用水の管路が平成22年(2010年)時点において28%、農業水利施設においても用排水機場が平成19年(2007年)時点において33%と耐震化が十分であるとはいえない状況である」旨を記述しているところです。
21	地元の業者及び資材による維持管理を行うことでランニングコストの低減を図るべきとの意見。	いただいた御意見については、今後、参考となる場合があると考えています。
22	中小規模・分散型の水供給システムを目指すべきとの意見。	水供給システムについては、水供給施設における自立分散型の再生可能エネルギーの利用や他の系統から送配水を可能とすることが重要であると考えており、34ページ4行目において「水供給・排水の全体システムが機能不全に陥らないよう、地方公共団体による相互支援協定の締結を推進するとともに、他の水系からの送配水を可能とするなど最低限必要な水を確保するための水供給システムについて、既存施設の有効活用を含めて、検討する」旨を記述しているところです。
23	自然の力の前に人類は無力であり、「何が起きても対処でき」と考えるべきではないとの意見。	<p>「何が起きても対処でき」とは、水系における水供給・排水の全体システムが機能不全に陥らない視点からの取組が必要であるとの趣旨であり、</p> <p>21ページ7行目において「危機時における必要な水の確保のため(中略)、水系における水供給・排水の全体システムが機能不全に陥らない視点からの取組も必要である」、</p> <p>22ページ28行目において「流域を基本単位としつつ、広域的な連携・調整・応援など需要側・供給側の影響の段階に応じた予防措置や対応措置を適切に講じることで危機的な渇水(ゼロ水)を防ぐことができるようハード・ソフト対策を組み合わせ、水供給の全体システムでの対応について検討する必要がある」、</p> <p>30ページ1行目において「幅を持った社会システムの『幅』を考える視点として(中略)、機能不全に陥らないようにすることなどが重要である」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
その他(渇水)		
24	平常時から具体的な渇水調整ルールを決めておくことが重要であるとの意見。	渇水調整ルールを決めておくことについては、危機的な渇水をできる限り回避することを含めた対策が重要であると考えており、35ページ4行目において「危機的な渇水(ゼロ水)を防ぐことができるようにするため、流域を基本単位としつつ、広域的な連携・調整・応援などの予防措置や対応措置が適切にとられるようにハード・ソフト対策を組み合わせ、水供給の全体システムでの対応について検討する」「これまで以上に厳しい渇水が発生する可能性があるとの認識のもと、過酷な事象を想定した危機管理の準備をしておく必要があることから、危機的な渇水(ゼロ水)対策の検討を踏まえ、各流域の関係者間において危機的な渇水(ゼロ水)による被害を最小とするための措置の合意形成が図られるような取組を推進する」旨を記述しているところです。
25	渇水による水位低下は湖沼の生態系に重大な影響を及ぼすため、渇水調整に際してもできるだけ水位を保持するという観点が必要であるとの意見。	渇水調整における湖沼の水位の保持については、水環境・生態系の保全・再生に向けて適切な水量の維持や適度な流量の変動の確保が重要であると考えており、15ページ30行目において「適切な水量の維持や適度な流量の変動の確保(中略)に向けた取組が推進されている」旨を記述しているところです。
26	少々の取水制限は実質的な市民生活への影響はないことから、取水制限は回避すべき渇水被害ではないとの意見。	いただいた御意見については、水道用水に関してはプールの使用中止に伴う学校教育等への支障、農業用水に関しては生育の不良、工業用水に関しては水温上昇によるランニングコストの増加等、低率の取水制限であったとしても、幅広い範囲で市民生活への影響があると考えています。
27	ある程度の安全率を持った水需要計画の策定が必要であるとともに、気候変動の影響を考え、既往最大級を超える渇水に対する安全度の評価も必要であるとの意見。	既往最大級を超える渇水に対する安全度の評価については、気候変動の定量的な予測は不確実性を伴うものであり、適応策の実施にあたっては、柔軟で順応的な対応が求められると考えており、 22ページ8行目において「気候変動の定量的な予測は不確実性を伴うものであり、適応策の実施にあたっては、必要な水の安定性等に係るリスクを評価し、適応策を逐次見直すなど、柔軟で順応的な対応が求められる」、 35ページ15行目において「水の供給可能量は、気候変動の影響等による降水形態の変化などにより低下する等、変動すると考えられ、このような状況を踏まえ、水需給バランスを定期的に評価する」旨を記述しているところです。
28	エンドユーザーは既に十分に節水意識を持っている一方で、水道事業者は給水制限をあつてはならないことと捉えているのではないかととの意見。	いただいた御意見については、水道法に基づき、国及び地方公共団体が水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じているものと考えています。

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
29	ほとんどの地域で1/10渇水年に対応できる水源が確保されている(渇水への対応はできている)との意見。	<p>渇水への対応については、水資源開発施設の整備は一定の水準に達しつつあるものの、近年も全国各地で渇水が発生していると考えており、</p> <p>7ページ6行目において「全国の水資源開発施設の整備は一定の水準に達しつつあるものの、平成25年度(2013年度)においても全国18水系23河川の一級河川で取水制限が実施されるなど、近年も、全国各地で渇水が発生している」、</p> <p>7ページ10行目において「計画時点に比べて、水資源開発施設の供給可能量(河川に対してダム等の水資源開発施設の補給を行うことにより年間を通じて供給が可能となる水量)が低下する等の不安定要素が顕在化している。例えば、吉野川水系では、計画時点の水の供給能力は約27 m³/sであるが、平成3年から22年まで(1991年から2010年まで)の20年間の水文データを用いて計算すると、20年間で4番目の渇水年の供給可能量は約23 m³/s(計画供給量の85%)となり、20年間の最大渇水年では計画時の半分程度の約16 m³/s(計画供給量の59%)の供給可能量となっている」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>
30	異常少雨による過酷な給水制限は不可避であると考えられるため、危機的な渇水(ゼロ水)対策を検討することは不可能であるとの意見。	<p>危機的な渇水に対応することについては、これをできる限り回避することを含めた対策が重要であると考えており、</p> <p>34ページ33行目において「危機的な渇水(ゼロ水)への対応を検討するにあたって、降水状況及び水インフラの能力に応じた、社会・経済活動、福祉・医療、災害時要援護者、公共施設等、個人の生活への影響を想定し、需要側及び供給側の対応や自助、共助、公助の役割分担について、影響の段階に応じて検討する」、</p> <p>35ページ4行目において「危機的な渇水(ゼロ水)を防ぐことができるようにするため、流域を基本単位としつつ、広域的な連携・調整・応援などの予防措置や対応措置が適切にとられるようにハード・ソフト対策を組み合わせ、水供給の全体システムでの対応について検討する」「これまで以上に厳しい渇水が発生する可能性があるとの認識のもと、過酷な事象を想定した危機管理の準備をしておく必要があることから、危機的な渇水(ゼロ水)対策の検討を踏まえ、各流域の関係者間において危機的な渇水(ゼロ水)による被害を最小とするための措置の合意形成が図られるような取組を推進する」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
31	異常渇水の事例について、その実態を再検証し、得られた知見を参考にして今後の対策を考えるべきとの意見。	異常渇水の事例の再検証については、危機的な渇水をできる限り回避することを含めた対策が重要であると考えており、34ページ33行目において「危機的な渇水(ゼロ水)への対応を検討するにあたって、降水状況及び水インフラの能力に応じた、社会・経済活動、福祉・医療、災害時要援護者、公共施設等、個人の生活への影響を想定し、需要側及び供給側の対応や自助、共助、公助の役割分担について、影響の段階に応じて検討する」旨を記述しているところです。
32	「早い段階から関係者間で渇水調整を行って被害を緩和」することは積極的に推奨すべきとの意見。	早い段階からの渇水調整については、危機的な渇水をできる限り回避することを含めた対策が重要であると考えており、35ページ4行目において「危機的な渇水(ゼロ水)を防ぐことができるようにするため、流域を基本単位としつつ、広域的な連携・調整・応援などの予防措置や対応措置が適切にとられるようにハード・ソフト対策を組み合わせ、水供給の全体システムでの対応について検討する」「これまで以上に厳しい渇水が発生する可能性があるとの認識のもと、過酷な事象を想定した危機管理の準備しておく必要があることから、危機的な渇水(ゼロ水)対策の検討を踏まえ、各流域の関係者間において危機的な渇水(ゼロ水)による被害を最小とするための措置の合意形成が図られるような取組を推進する」旨を記述しているところです。
その他(需要・供給)		
33	用途間転用をもっと明確に推奨すべきとの意見。	用途間転用については、関係者の相互の理解により実施されており、これを更に進めていくことが重要であると考えており、 24ページ30行目において「社会経済情勢の変化等により用途毎の需給にアンバランスが生じた場合には、地域の実情に応じ、関係者の相互の理解により、用途をまたがった水の転用が実施されており、水資源の有効利用の観点からは、これを更に進めていくことが重要である」、 36ページ17行目において「地域の実情に応じて、関係者間の相互の理解による用途をまたがった水の転用や水利用の適正化を一層推進する」 旨を記述しているところです。

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
34	近年、水の需要が減少し、これからも減少していくとの意見。	<p>水の需要については、人口動態、都市の縮小化等を踏まえるとともに、今後の気候変動の影響等に伴う水使用量の原単位の増減要因等を踏まえて、水需要動向を把握する必要があると考えており、</p> <p>7ページ23行目において「人口減少社会を迎える中、平成62年(2050年)には日本の総人口が1億人を割り込むと推計されている一方で、平成26年(2014年)6月に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2014』(骨太の方針)では、50年後にも1億人程度の安定的な人口構造を保持することが示されており、今後、人口構造の方針に関する動向についても注視していく必要がある。さらに、高齢化、核家族化及び単身化などの世帯人員の変化、生活習慣の変化、労働形態の変化、地球温暖化や黄砂の影響などの自然環境の変化といった水使用量の原単位の増減要因や、人口動態、都市の縮小化、産業構造の変化などに伴う水需要の地域的な偏在を踏まえ、水需要動向を把握するとともに、各用水の利用実態を明らかにした上で、水需要への影響を分析する必要がある」、</p> <p>34ページ14行目において「1億人程度を維持する将来の人口構造や目指すべき大都市圏域・地方圏域の形成を見据え、長期的な視点に立って、施設等の維持管理・更新等に係るトータルコストの低減を図るとともに、再構築を検討する」、</p> <p>35ページ14行目において「水需要の長期的な見通しについては、人口、世帯人員の減少、経済の活動状況、節水機器の普及などの変動要因による予測の変動幅は小さくなく、一方、水の供給可能量は、気候変動の影響等による降水形態の変化などにより低下する等、変動すると考えられ、このような状況を踏まえ、水需給バランスを定期的に評価する」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
35	水需要の予測は過大であるとの意見。	<p>水の需要の予測については、人口動態、都市の縮小化等を踏まえるとともに、今後の気候変動の影響等に伴う水使用量の原単位の増減要因等を踏まえて、水需要動向を把握する必要があると考えており、</p> <p>7ページ23行目において「人口減少社会を迎える中、平成62年(2050年)には日本の総人口が1億人を割り込むと推計されている一方で、平成26年(2014年)6月に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2014』(骨太の方針)では、50年後にも1億人程度の安定的な人口構造を保持することが示されており、今後、人口構造の方針に関する動向についても注視していく必要がある。さらに、高齢化、核家族化及び単身化などの世帯人員の変化、生活習慣の変化、労働形態の変化、地球温暖化や黄砂の影響などの自然環境の変化といった水使用量の原単位の増減要因や、人口動態、都市の縮小化、産業構造の変化などに伴う水需要の地域的な偏在を踏まえ、水需要動向を把握するとともに、各用水の利用実態を明らかにした上で、水需要への影響を分析する必要がある」、</p> <p>34ページ14行目において「1億人程度を維持する将来の人口構造や目指すべき大都市圏域・地方圏域の形成を見据え、長期的な視点に立って、施設等の維持管理・更新等に係るトータルコストの低減を図るとともに、再構築を検討する」、</p> <p>35ページ14行目において「水需要の長期的な見通しについては、人口、世帯人員の減少、経済の活動状況、節水機器の普及などの変動要因による予測の変動幅は小さくなく、一方、水の供給可能量は、気候変動の影響等による降水形態の変化などにより低下する等、変動すると考えられ、このような状況を踏まえ、水需給バランスを定期的に評価する」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>
36	水の供給は地域的にも十分確保されているとの意見。	<p>地域的な水の供給については、近年も全国各地で渇水が発生していると考えており、7ページ6行目において「平成25年度(2013年度)においても全国18水系23河川の一級河川で取水制限が実施されるなど、近年も、全国各地で渇水が発生している」旨を記述しているところです。</p>
37	不安定取水が残っている地域や地下水から表流水の転換が必要な地域があることは、水資源開発促進法における水資源開発の必要性とは異なるとの意見。	<p>水資源開発促進法に基づく水資源開発基本計画においては、計画的な生活・産業基盤の整備、地盤沈下対策としての地下水の転換、不安定な取水の安定化、合理的な水利用等を考慮するものとされていると考えています。</p>
38	不安定取水が残っている地域が存在する場合、水の融通ルールを充実することで、安定取水を確保すべきとの意見。	<p>水資源開発においては、計画的な生活・産業基盤の整備、地盤沈下対策としての地下水の転換、不安定な取水の安定化、合理的な水利用等を考慮するものとされていると考えています。</p>
39	水資源開発が行われたものの未利用となっている水があるとの意見。	<p>いただいた御意見については、今後、参考となる場合があると考えています。</p>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
その他(農業)		
40	農業用水は渇水に協力できる潜在能力を備えているとの意見。	渇水時には、これまでも各水利使用者で組織する渇水調整協議会等で、互譲の精神に基づき取水制限等を決定し実施してきたところですが、渇水時の協力をさらに推進するための取組が重要であると考えており、36ページ17行目において「地域の実情に応じて、(中略)渇水調整について、水資源開発や節水努力に応じた対応を検討する」旨を記述しているところです。
41	農業用水から都市用水への転用は進んでいないとの意見。	用途間転用については、関係者の相互の理解により実施されており、これを更に進めていくことが重要であると考えており、 13ページ6行目において「農業水利施設を整備し、その結果として生じる農業用水の余剰を都市用水に転用するなどの取組も行われており、一級河川において、昭和40年度(1965年度)から平成24年度(2012年度)末までの間に約63m ³ /s(同期間において、ダムなどの水資源開発施設による都市用水の開発水量は約707m ³ /s)が農業用水と工業用水から他用途に転用されている」 36ページ17行目において「地域の実情に応じて、関係者間の相互の理解による用途をまたがった水の転用や水利用の適正化を一層推進する」旨を記述しているところです。
42	農業用水について、増加要因ばかり強調されているとの意見。	農業分野における水需要動向の一つとして高温障害対策を記載したところです。水需要動向の把握は重要であると考えており、7ページ31行目において「各用水の利用実態を明らかにした上で、水需要への影響を分析する必要がある」旨を記述しているところです。
43	農業用水の取水実態が不明であるとの意見。	水利用の実態把握は重要であると考えており、7ページ31行目において「各用水の利用実態を明らかにした上で、水需要への影響を分析する必要がある」旨を記述しているところです。
44	白未熟米対策としてケイ酸供給が有効であり、水質分野において溶存ケイ酸態ケイ素の減少原因の究明とケイ酸の供給が重要であるとの意見。	いただいた御意見については、今後、参考となる場合があると考えています。
45	涵養が大切。また、台風時に水田が水保留に役立っているとの意見。	緊急時も含め、流域全体を視野に入れた取組の推進が重要であると考えており、37ページ17行目「健全な水循環の維持又は回復に向け、水利用の過程においても、流域全体を俯瞰し、水量と水質、生態系、平常に加えて緊急時を考慮した総合的な対応について関係者間で認識を共有するとともに、その対応力を大きくしていく必要があり、こうした観点から、健全な水循環の維持又は回復に向けた取組を計画的に推進する」旨を記述しているところです。

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
その他(計画)		
46	財源的制限がある中で、水資源政策だけ幅を持った社会システムを実現することは無意味であるとの意見。	幅を持った社会システムの実現については、人・モノ・財源といった資源の制約条件のもと、水インフラを賢く使うなどの総合的な政策を行うことで、水の需給が持続可能なものとなると考えており、水資源政策の方向性として重要であるため、 33ページ16行目において「水資源政策について、施策を具体化する場合には、水源地域への貢献に配慮し、人・モノ・財源といった資源の制約条件のもと、優先順位を付けて、量や質等の水資源の様々な側面から、利水行政、水環境行政を推進する関係省庁や地方公共団体がそれぞれ取組を進めることと並行・連携して、長期的な視点に立ち、既存施設の有効活用やICT等の新技術の活用等により水インフラを賢く使い、限られた資源で水インフラを効率的に維持管理していくことによって、水の需給が持続可能となる基本的かつ総合的な政策とすることが必要である」旨を記述しているところです。
47	ウォータープラン21の検証なしに今後の水資源政策のあり方について答申すべきではないとの意見。	本答申は、水資源に関する現在の様々な政策、その動向や施策の実施状況等を踏まえて、調査審議を行ったものです。現行のウォータープラン21は、本答申を踏まえて、評価がなされるものと考えています。
48	水資源開発を計画するにあたっては、様々な観点から評価を行うべきとの意見。	水資源開発の計画については、水の需給が持続可能となる基本的かつ総合的な水資源政策をもとにする必要があると考えており、 33ページ16行目において「水資源政策について、施策を具体化する場合には、水源地域への貢献に配慮し、人・モノ・財源といった資源の制約条件のもと、優先順位を付けて、量や質等の水資源の様々な側面から、利水行政、水環境行政を推進する関係省庁や地方公共団体がそれぞれ取組を進めることと並行・連携して、長期的な視点に立ち、既存施設の有効活用やICT等の新技術の活用等により水インフラを賢く使い、限られた資源で水インフラを効率的に維持管理していくことによって、水の需給が持続可能となる基本的かつ総合的な政策とすることが必要である」旨を記述しているところです。
その他(開発)		
49	今後、人口は減少するため、また、自治体の財政状況を鑑みれば、水資源開発施設の建設を中止すべきではないかとの意見。	水は地域的な偏在が大きいいため、水需要と供給のバランスは個別の地域単位で考える必要があります。現在も各地で渇水が頻発していることを踏まえ、地域の実情に即して水資源開発を行い、安定的な水の利用を可能にすることは重要であると考えており、1ページ24行目において「一部の施設は整備中であり、依然として不安定取水が残っている地域が存在するほか、地下水から表流水への転換が必要な地域も存在するなど、地域的には水の供給が十分に確保されていない状況も見られる。これらのように、今後の水資源開発施設の整備が必要な地域もあり、その整備に関しては、財政的制約を念頭に置き、費用対効果と、地域の実情、環境への影響等をよく勘案して実施する必要がある」旨を記述しているところです。
50	健全な水循環を阻害するダムや河口堰を撤去すべきとの意見。	ダムや河口堰については、治水機能の向上や利水補給等を行うための重要な施設であると考えています。

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
その他(制度)		
51	水需要が減少し、水余りが顕著になる時代において、水資源開発計画を策定するための要件を満たす地域は存在しないため、水資源開発促進法を廃止すべきとの意見。	本答申は、今後の水資源政策のあり方をとりまとめたものであり、個別の制度については今後検討されることとなります。なお、40ページ11行目に「本答申が、今後の水資源政策を見直すにあたっての基本となること、また、抜本的な制度の見直しも含めて、水資源の諸施策の検討に反映されることを期待するものであり、積極的な取組が推進されることを求めるものである」旨を記述しているところです。
52	ダム必要性を確認する第三者機関を創設すべきとの意見。	ダム事業については、定期的に事業評価が実施され、その中で事業評価監視委員会の学識者等から意見聴取が行われていると考えています。
53	返上した水利権の復活も必要であるとの意見。	返上された水利権については、適正な水利秩序を維持する観点から、改めて水利権の申請手続きを行う必要があると考えています。
54	建設途上にある施設についての撤退ルールが有効に活用される措置を講ずべきとの意見。	いただいた御意見については、今後、参考となる場合があると考えています。
55	水需要見合いで水利権を許可するのではなく、需要が減っても水利権を減量することなく柔軟に対応することで、水の安定供給に寄与するとの意見。	河川法第23条に基づく流水の占用については、東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁S37)を踏まえ、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされていると考えています。
56	ダム計画を中止した場合や老朽化によりダムを撤去した場合の地域への補償を立法化すべきとの意見。	いただいた御意見については、今後、参考となる場合があると考えています。

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
その他(雨水・地下水)		
57	地下水を主要な水源として活用すべきとの意見。	<p>地下水については、過去、過剰採取により、地盤沈下やそれに伴う地下水の塩水化等が社会問題となったなどの経緯も踏まえ、地域の実情を考慮した持続可能な地下水の保全と利用について検討する必要があると考えており、</p> <p>1ページ25行目及び6ページ23行目において「地下水から表流水への転換が必要な地域も存在する」、</p> <p>13ページ31行目において「地下水は、平常時の水源としての利用や南海トラフ巨大地震等の非常時における代替水源などとして利用できる」「地盤沈下を発生させずに地下水の利用(中略)を図るには、地下水流動の把握をはじめとした科学的な評価が必要であり、そのためには技術開発も求められる」、</p> <p>25ページ9行目において「地下水については、平常時の持続的な水源及び緊急時の代替水源として、また、健全な水循環を形成する重要な要素としての役割がある」「地域の実情に応じて、地表水と地下水を適正に組み合わせ、流域における水循環の視点からの一体的な管理について、中長期的に検討する必要がある」、</p> <p>36ページ22行目において「地震等の大規模災害等の危機時における代替水源としての地下水の活用について、指針を関係機関等の連携のもと作成し、全国に共有する」「地下水の過剰採取による地盤沈下及びそれに伴う地下水の塩水化、並びに地下水の汚染を防止するため、地域の実情を考慮した持続可能な地下水の保全と利用について検討する」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>
58	汚染された地下水についても、非飲料用向け等の活用方法を検討すべきとの意見。	<p>いただいた御意見については、今後、参考となる場合があると考えています。</p>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
59	地下水の汚染だけではなく、表流水の汚染もあるとの意見。	<p>表流水の汚染については、水質障害のリスクを抱える箇所が存在しており、また、湖沼の水質に係る環境基準の達成率が依然として低い水準であると考えており、</p> <p>14ページ33行目において「汚濁の著しい流入支川並びに工場、事業所及び排水処理施設等の排水口と浄水場取水口とが混在した複雑な配置となっており(中略)、水質障害のリスクを抱える箇所も存在している」、</p> <p>15ページ10行目において「都市用水の水源の多くを占める公共用水域の水質に係る環境基準の達成率について(中略)、湖沼では(中略)約6割(COD)と依然として低い水準であるため、一層の改善が求められる」、</p> <p>23ページ13行目において「安全でおいしい水の確保の観点から、汚濁の著しい流入支川並びに工場・事業所及び排水処理施設等の排水口と浄水場取水口とが混在する地域では、水質障害のリスクを抱える箇所も存在していることから、施設の更新に併せ、河川環境や関係河川使用者等に影響が無い場合に、取排水系統を見直すことも必要である」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>
60	雨水浸透ますについて、雨水利用も兼ねた機能があれば普及が進むとの意見。	<p>いただいた御意見については、今後、参考となる場合があると考えています。</p>
61	雨水の利用を推進すべきとの意見。	<p>雨水の利用については、水資源の有効利用方策として、雨水・再生水利用施設の導入を進める必要があると考えており、</p> <p>25ページ18行目において「雨水・再生水の代替水源、環境資源、エネルギー資源としてのポテンシャルを十分いかすためには、コスト、水質、エネルギー効率等を考慮し、雨水・再生水利用施設の導入を進める必要がある」、</p> <p>36ページ32行目において「平成26年(2014年)5月1日に施行された『雨水の利用の推進に関する法律』に基づき、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標の設定や基本方針を策定し、雨水の利用を推進する」「雨水・再生水利用について、利用形態に応じた技術基準や規格の標準化を図るなど、普及促進に向けた取組を推進する」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
その他(環境・エネルギー)		
62	水供給について、施設配置の工夫によるエネルギーの削減が重要であるとの意見。	<p>施設配置の工夫によるエネルギーの削減については、施設を再編する際にその配置を工夫し、自然流下による省力化を図ることが重要であると考えており、</p> <p>24ページ5行目において「浄水場等の施設を再編する際は、その配置を工夫し、河川環境や関係河川使用者等に影響が無い場合に上流取水へ変更するなど、自然流下を活用したシステムとすることにより、全体として省力化を図ることが考えられる」、</p> <p>38ページ5行目において「河川環境や関係河川使用者等に影響を与えずにできるだけ自然流下を活用した水供給システムとするための浄水場等の施設配置の工夫について、エネルギー削減効果等を定量的に評価する手法を整理するとともに、その具体的な方策について検討する」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>
63	二酸化炭素削減の観点から水源のベストミックスについて検討すべきとの意見。	<p>いただいた御意見については、今後、参考となる場合があると考えています。</p>
64	健全な水循環のためには、土砂移動の観点が重要であるとの意見。	<p>健全な水循環については、様々な側面から総合的に対応することが重要であり、土砂の移動も重要な観点の一つであると考えており、23ページ30行目において「土砂の移動といった様々な側面から、総合的な対応を行い、健全な水循環の維持又は回復を図っていくことが必要である」旨を記述しているところです。</p>
65	おいしい水の観点から、ケイ酸濃度に留意すべきとの意見。	<p>いただいた御意見については、今後、参考となる場合があると考えています。</p>
66	持続可能性、低炭素・低エネルギー化の観点から、可能な限り、水利用・水循環系のパッシブ化を推進すべきとの意見。	<p>我が国においては、世界でも有数の多雨地帯であるモンスーンアジアに位置し、年平均降水量は約1,700mmであり、降水量は多いが急峻な地形で河川が短く可住地が小さいため、人口が偏重し、利用できる水は限られたものとなっていると考えています。</p>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
その他(国際)		
67	「世界の水問題解決と国際市場獲得に向けた展開」は、組織の温存のためではないかとの意見。	世界の水問題解決と国際市場獲得に向けた展開については、世界における水の安定供給・安全保障の強化を図ることが目的であり、同時に、我が国の経済の活性化に資するものであると考えており、26ページ18行目において「世界の水問題解決だけでなく、我が国の経済の活性化にも資するものである」旨を記述しているところです。
68	国際貢献及び海外展開によりどのような国益が発生するのか不明であるとの意見。	国際貢献及び海外展開については、世界における水の安定供給・安全保障の強化を図ることが目的であり、同時に、我が国の経済の活性化に資するものであると考えており、26ページ18行目において「世界の水問題解決だけでなく、我が国の経済の活性化にも資するものである」旨を記述しているところです。
その他(記述の充実 ほか)		
69	水資源政策の変曲点とはどのようなものかとの意見。	2ページ6行目において「水資源に関する新たなリスクや課題として、人口減少・高齢化等など人口動態の変化やグローバル化による産業構造の変化、気候変動に伴う渇水リスクの懸念をはじめ、大規模災害への備えや水インフラの老朽化対策、安全でおいしい水や豊かな環境を望む国民の期待への対応などが顕在化している」旨を記述しているところです。
70	満足のいく水供給の程度を定義すべきとの意見。	35ページ25行目において「全国的には水の供給は概ね確保されつつあるものの、地域的には水の供給が十分に確保されていない状況も見られることから、水資源開発施設の整備については、『水の安定供給』を図っていく前提として、少なくとも概ね10年に1度発生する渇水の年でも水を安定して利用できることを基本とした上で、地域の実情に即して取り組む」旨を記述しているところです。
71	水道法の目的にある「低廉」という言葉を基本理念に盛り込むべきとの意見。	水道法の目的にある「低廉」については、安定して利用できる仕組みをつくることの一部であると考えており、2ページ22行目において「安全で安心できる水を確保し、安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指すこと」を今後の水資源政策の基本理念として掲げたところです。